

# 今月の経理情報

2007年 8月

## 今回のテーマ： 中小企業に対する優遇税制

資金調達面で制約のある中小企業の資本蓄積を促進する観点から、中小同族会社に対する留保金課税制度が撤廃されるなど、資本金1億円以下の中小企業に対する優遇税制の整備が進んでいます。

### 1. 資本金1億円以下の中小企業のみ適用可能なもの

留保金課税の停止	平成19年4月1日以後に開始する事業年度から、留保金課税の対象となる「特定同族会社」の範囲について、資本金（出資金）の額が1億円以下である会社が除外されます。
少額減価償却資産（ ）	取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合に、年間300万円を限度として、取得した事業年度において取得価額の全額を損金算入可能。
情報基盤強化設備等の特別控除（リース費用に係る税額控除）	（リース費用の総額×42%）×10%の税額控除（上限は、取得による税額控除と合わせて法人税額の20%まで。）
中小企業者等投資促進税制（ ） （機械等の特別控除・特別償却）	特定の機械装置等を取得した場合、取得価額の7%相当額の税額控除または普通償却+取得価額の30%相当額の特別償却。
中小企業技術基盤強化税制（ ） （試験研究費の特別控除）	試験研究費の額×12%+試験研究費の額が、前3期分の平均を上回る部分×5%の税額控除。（上限は、法人税額の20%まで。）当期の試験研究費が前2期のうち金額の多い方を上回っていることが必要。
中小企業者等の教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除（ ）	教育訓練費の額×20%相当額の税額控除。（上限は、法人税額の10%まで。）前2期分の平均に対する教育訓練費の増加割合が40%未満の場合は、同割合×0.5相当額の税額控除。（通常の税額控除との有利選択が可能。）

（ ）中小企業者等が対象のため、大会社（資本金1億円超）の子会社などは適用できません。

### 2. 資本金1億円を境界として税務上の取り扱いが異なるもの

	資本金1億円以下の法人	資本金1億円超の法人
法人税率	22%（課税所得800万円以下の部分） 30%（課税所得800万円超の部分）	30%（一律）
交際費等の損金算入限度額	支出した交際費等のうち、400万円までの部分は、90%の損金算入が可能。	支出した交際費等の全額が損金不算入。
貸倒引当金の繰入限度額	貸倒実績率または法定繰入率により計算した繰入限度額の有利選択が可能。	貸倒実績率により計算した繰入限度額のみ。
外形標準課税（事業税）	課税対象外	課税対象

**お見逃しなく！**

1. 中小企業に対する優遇税制は、租税特別措置法によるものが多いため、適用期間や適用要件に注意が必要です。
2. 上記優遇税制の基準は「資本金」です。資本準備金などの資本剰余金は含みません。